

司法試験在学中受験の受験資格を得るための総長認定基準

制定 令和5年3月31日

1. 総長は、司法試験法（以下「法」という。）第4条第2項第1号の規定による認定について、次のいずれにも該当すると認められる者について行うものとする。ただし、認定を受けた者が当該認定をした日後司法試験が終了する日までの間に次のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消すものとする。
 - ア. 九州大学法科大学院（以下「本学法科大学院」という。）の課程に在学していること。
 - イ. 司法試験が行われる日の属する年の3月31日までに本学法科大学院において法第4条第2項第1号イに規定する法務省令で定める科目の単位（以下「所定科目単位」という。）を修得していること。
 - ウ. イの司法試験が行われる日の属する年の4月1日から1年以内に本学法科大学院における修了の要件を満たさないことが明らかでないこと。（修了する見込みがあること。）

2. 1. イに定める所定科目単位の修得にあたっては、次の表に掲げる司法試験法施行規則第3条各号に定める区分に対応する本学の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

司法試験法施行規則第3条各号に定める区分	授業科目	単位数	最低修得単位数
法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下この条において同じ。）の基礎科目	基礎憲法Ⅰ	2単位	30単位以上
	基礎憲法Ⅱ	2単位	
	基礎行政法	2単位	
	基礎民法Ⅰ	2単位	
	基礎民法Ⅱ	2単位	
	基礎民法Ⅲ	2単位	
	基礎民法Ⅳ	2単位	
	家族法	2単位	
	基礎民事訴訟法Ⅰ	2単位	
	基礎民事訴訟法Ⅱ	2単位	
	基礎商法Ⅱ	2単位	
	基礎商法Ⅱ	2単位	

	基礎刑法 I	2 単位	
	基礎刑法 II	2 単位	
	基礎刑事訴訟法 I	2 単位	
	基礎刑事訴訟法 II	2 単位	
法律基本科目の応用科目（連携法第四条第二号に規定する応用能力を涵養するための教育を行う科目をいう。）	応用憲法 I	2 単位	18 単位以上
	応用憲法 II	2 単位	
	応用行政法 I	2 単位	
	応用行政法 II	2 単位	
	応用民法 I	2 単位	
	応用民法 II	2 単位	
	応用民法 III	2 単位	
	応用民事訴訟法	2 単位	
	応用商法 I	2 単位	
	応用商法 II	2 単位	
	応用刑法 I	2 単位	
	応用刑法 II	2 単位	
	応用刑事訴訟法	2 単位	
選択科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）又は国際関係法（私法系）に係る本学法科大学院の展開・先端科目群 I 群に対応する科目） （※1）	倒産法	2 単位	4 単位以上
	倒産法実務	2 単位	
	税財政と法	2 単位	
	租税紛争処理	2 単位	
	経済法	2 単位	
	経済法実務	2 単位	
	知的財産と法	2 単位	
	知的財産紛争処理	2 単位	
	知的財産の実務	2 単位	
	労働と法	2 単位	
	労働紛争処理	2 単位	
	労働法実務	2 単位	
	環境法	2 単位	
	国際法	2 単位	
	国際私法 I	2 単位	
	国際私法 II	2 単位	
申し合わせによる指定科目（※2）	2 単位		

備考

※1 この表の定めにかかわらず、各年度に本学法科大学院に入学する者に適用される九州大学法科大学院規則の別表に定めのない授業科目（読み替えが可能な科目を除く。）は、最低修得単位数に含めることができない。ただし、この表に定めのある授業科目が九州大学法科大学院規則第6条第3項に基づく臨時に開設する授業科目として開設され、当該科目が「展開・先端科目群の授業科目の指定に関する申し合わせ」（令和5年2月15日法科大学院教授会決定）（以下「申し合わせ」という。）第2条3の規定に基づき教授会において展開・先端科目群の授業科目の「I群」として指定されたときは、最低修得単位数に含めることができる。

※2 申し合わせ第2条3の規定により、指定された授業科目をいう。

附 記

この基準は、令和5年4月1日から施行する。